

新型コロナウイルス感染症の「自主療養」について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、医療のひっ迫を回避するため、自主療養制度を開始し、自主療養を行う方へのフォローアップを行います。

検査キットで「陽性」となった方で制度を理解した上で希望される方は、自主療養登録センターに登録し、自主療養を始められます（自主療養）。

自主療養期間中は、ご自身等で健康観察し、療養に専念いただくこととなります。自主療養中の症状悪化時は、かかりつけ医等又は別紙記載のお問い合わせ先へご相談ください。

また、療養期間終了後には、後述する「自主療養証明」の発行を申請することができます。

なお、自主療養登録センターの登録は、陽性の方に義務付けられているものではありません。また、症状が重い場合（水が飲めない、呼吸苦、動けない、乳幼児で顔色が悪いなど）は、自主療養の対象外です。かかりつけ医等を受診してください。

自主療養中の健康観察

◆下表を参考に、体調が悪くなった場合などには、かかりつけ医等又は別紙記載のお問い合わせ先へご相談ください。

※子どもの医療電話相談は#8000

◆緊急時（下表③に該当）は救急 119 への連絡を優先してください。迷われる場合は、コールセンター等へご連絡ください。

新型コロナ発熱外来の受診の目安

①

全て満たす場合、 急いで受診する必要なし
●65歳未満
●妊娠していない
●基礎疾患なし
●症状が軽い ・飲食できる ・呼吸が苦しくない ・乳幼児で顔色が良い

②

一つでも当てはまれば 受診が必要
●65歳以上
●妊娠中
●基礎疾患あり
●37.5度以上の発熱が4日 以上続く
●症状が重い ・水が飲めない ・呼吸が苦しい、速い ・動けない ・乳幼児で顔色が悪い

③

救急車を呼ぶ必要 がある症状の例
●顔色が明らかに悪い
●唇が紫になっている
●日常生活で少し動いただけ で息苦しい
●座らないと息ができない
●肩で息をしている
●胸の痛みがある など

※「限りある医療資源を有効活用するための医療機関受診及び救急車利用に関する4学会声明」より

療養期間について

- ◆原則、発症日の翌日から10日間（無症状の場合は検査日から7日間）経過するまで自宅にて療養していただきます。
 - ◆自主療養登録センターから、療養終了時の連絡は行っておりませんので、ご了承ください。解除日は、上記の期間により、ご自身でご確認をお願いしております。
- 通勤・通学等再開に当たって証明や診断書は不要です。

自主療養証明について

- ◆自主療養いただけた方は、「自主療養証明」を発行することが可能です。保険会社への保険請求の添付書類となり得るものですが、保険会社によっては、医療機関を受診して発生届による「療養証明」の提出が必要な場合がありますので、登録前にご加入の保険会社にご確認ください。また、傷病手当金についても各医療保険者に確認をお願いします。

詳しくは「(兵庫県) 新型コロナの陽性者・濃厚接触者の方
にお願いしたいこと」
を検索

